

振替供給制度の在り方について

TEPCO

2020年 10月 20日
東京電力エナジーパートナー株式会社

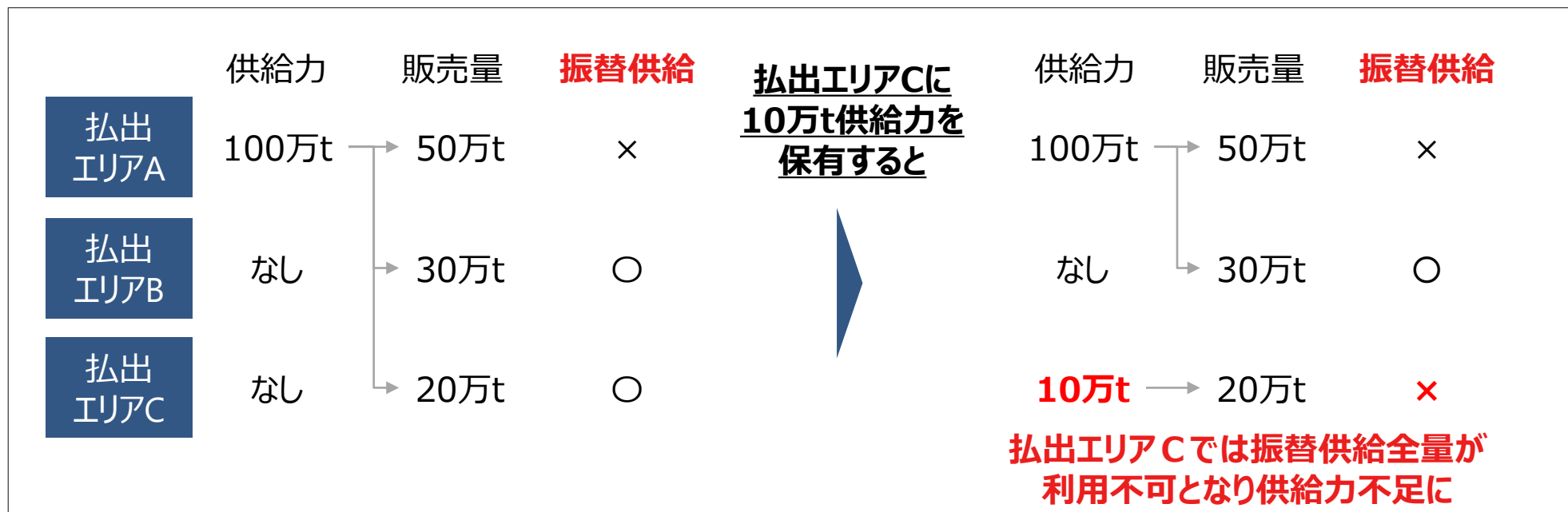
1. 現在の振替供給制度

- ガスは物理的特性から届く範囲には限界があるため、自らの需要を満たすための十分な製造設備を、その需要にガスを届けることができる適当な場所に設置する必要。
- 他方、事業開始時点で新規参入者が供給設備を保有することは困難であるため、**振替供給制度は新規参入者にとって必要不可欠。**
- 全面自由化以降、振替供給制度を利用する上での課題や自社供給力へ切り替える際の課題も見えてきたため、ご説明させていただく。

2. 振替供給の課題 1) 振替供給の利用可否判断

- 導管事業者から振替供給の対象となるエリアに少しでも供給力を保有すると当該エリアへの振替供給全量が利用不可となると回答あり。
- よって自社供給力に切り替えるには、新たに当該エリアの販売量を超える供給力を、“垂直立ち上げ”する必要。
- 新規参入者の設備は段階的に形成されるため、取引市場や強制玉出し制度がない状況では、自社供給力への一括切替は困難。
- 小売間の活発な市場競争を促進するためにも振替供給の利用可否判断は柔軟な対応が必要。

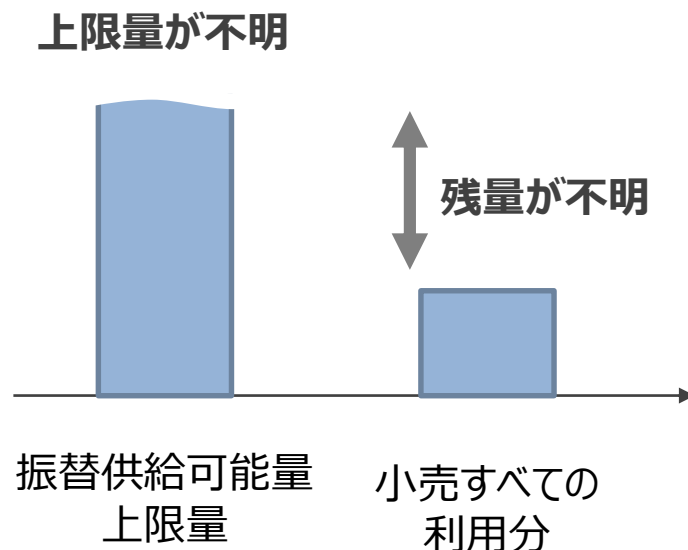
振替供給が利用不可となるイメージ図



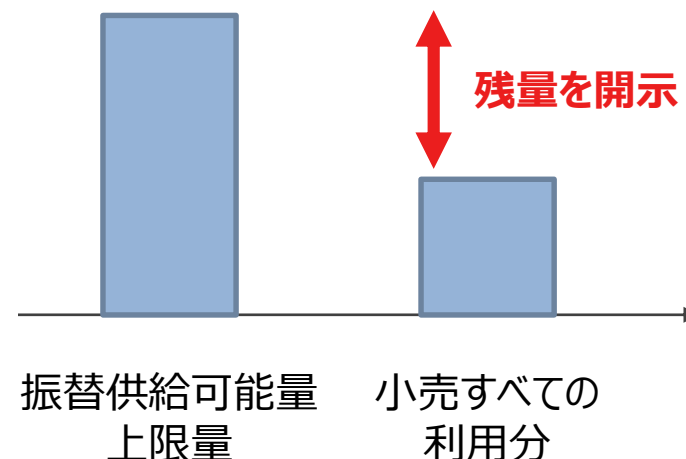
3. 振替供給の課題 2) 振替供給可能量の上限値確認

- 振替供給は、製造設備の余力を空けておく必要があるため、その可能量には上限量がある理解。
- その枠の中で複数の小売が振替供給を利用するため、**実際の振替可能量は「残量」として存在。**
- 現状では、小売の振替供給希望量に対する可否判断しかなく、**残量は非開示。**
- 小売の営業活動や設備計画の予見性確保のためには、**残量の情報開示が必要不可欠。**

現状



要望



4. 設備形成時の課題

- 新規参加者が自社設備で供給力を確保する場合、主に以下2点の理由により速やかに十分な容量の設備を形成することは容易ではない。

- ① 熱量調整設備を建設できるポイントが限定的
- ② 導管ネットワークへの接続ポイントでの受入制約

①熱量調整設備新設に必要な条件

- 熱調設備新設には以下条件すべてが揃う必要

- ✓ LNG基地の近傍、またLNG基地内に建設用地があること
- ✓ 導管事業者の高圧バルブステーション（VS）が近傍にあること
- ✓ またその高圧VSに対し、十分な量のガスが注入できること
- ✓ LPGが安定的に、安価に、大量に手配できること

- 高圧VSは限られており、湾岸部の新規参入者 LNG基地近傍の高圧VSはさらに限定的。

②接続ポイントでの受入制約

- 高圧VS毎に「注入可能上限量」があるが、その上限量は受入検討を繰り返さなければ不明。
また、受入検討には相当程度の期間が必要。
- 「注入可能上限量」制約により、複数の高圧VSへ接続が必要となる場合、LNG基地内から導管ネットワークへ注入可能なガス会社甚至比べ競争力が劣後。
- さらに、近傍に接続可能な高圧VSが複数無い場合、自社供給力への一括切替のため、複数地点で同時に熱調設備建設が必要となる場合もあり。

5. 要望) 振替供給制度の在り方に関する要望

- ガス事業を営むに当たっては、自らの需要を満たすための十分な製造設備を、その需要にガスを届けることができる適当な場所に設置することが原則であることは理解。
- 他方、新規事業者が十分な設備を形成することは容易ではなく、また、卸供給によって供給力を確保している小売の場合、卸元の設備計画によっては、供給力確保の不確実性はさらに高くなる。
- 「供給力を自ら保有する原則」と「活発な市場競争の促進」を両立させるために、現行の振替供給制度の在り方について、以下内容をご検討いただきたい。

要望 1

- ✓ 新規参入者が十分な供給力を保有するまでの期間は、振替供給の対象となるエリアに供給力を保有する場合においても、振替供給の対象とすること

要望 2

- ✓ 導管事業者が振替供給可能量の残量を開示すること